

令和7年8月18日

令和7年第8回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和7年8月18日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1 番 片山 剛	2 番 藤村 幸生	3 番 藤村 浩司
4 番 隅 ふじ江	5 番 林 聖文	6 番 小林 識史
8 番 藤本 哲	10 番 小橋 和紀	11 番 黒崎 友美
12 番 迫田 瑞恵	13 番 佐崎 恭児	14 番 中尾 正浩
15 番 塚田 由美子	16 番 二武 富男	17 番 藤中 京子
18 番 梅川 仁樹	19 番 原田 孝親	

3 本日の総会に欠席した委員

7 番 小林 増次 9 番 松村 紀彦

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局 長 佐伯 史公	次 長 藤本 慎司
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
周東支所 沖田 史典	錦支所 中谷 和政
美和支所 田村 尚巳	事務局 飴屋 陽子

5 会長は、午前10時、委員総数19名のうち、17名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

11 番 黒崎 友美 12 番 迫田 瑞恵

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 農用地利用集積等促進計画について

報告事項

- 1 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第5条の規定による許可処分の事業計画の変更について
- 3 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について
- 6 農地埋立届
- 7 現況証明

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和7年第8回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、17名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、11番黒崎友美委員と12番迫田瑞恵委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

「議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1 番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、70㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の藤村幸生委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

おはようございます。それでは追加説明をいたします。

申請地は、錦川清流線行波駅から北西へ320mのところの場所にある農地です。

譲渡人は高齢で遠隔地に住んでいることから、農地を手放そうと考えていたところ、譲受人が引き取ってくれることになったものです。譲受人は申請地の近隣、家から約40mぐらいです、に居り、経営規模の拡大を考えていたので譲り受けることにしたものです。譲受人はこの地域で水稻栽培を行っており、必要な農機具、田植え機や草刈り機等を保有しており、さらに営農活動に力を入れるということです。

7月22日の火曜日、事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。周辺農地への影響もなく3条許可は適当と思われます。皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2 番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑及び田。面積は、66㎡ほか1筆、合計1,241

m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の藤村幸生委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

はい。引き続き追加説明させていただきます。

申請地は南河内出張所から、東へ370mの場所にある農地です。

譲渡人は農地を相続により取得しましたが、遠隔地に住んでおり、農業を維持することが困難で、そこを手放そうと考えていたところ、当該農地を買い取りたいと譲受人からの申請があったものです。譲受人は現在遠隔地に住んでいますが、出身地が近隣であり、従来より、その実父所有の農地で水稻や野菜を収穫していることから、将来的に自分自身が農地を購入して、営農活動を広げたいと考えていたものです。必要な農機具は揃っており、収穫量が想定を上回る場合は、近隣の直売所において販売を行う予定であり、さらにJAへの加入も検討しているとのこと。

7月22日の火曜日、事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳畑及び田。現況、雑種地。面積は、652 m²ほか1筆、合計1,071 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

事 務 局

事務局より今の雑種地の写真をご覧になっていただいて、2枚目、3枚目、4枚目、5枚目という状況を簡単にご説明させていただきます。

この土地につきましては、所有者である譲渡人、この方が遠方にいらっしゃいまして、土地の管理を不動産業者にお願いしておりました。で、今回書類が提出された中で、この業者からの始末書というようなものが付いていまして、農地法をよく理解しないで、所有者さんのわからないところでこういう風に違う業者さんに貸してこういうような状況になっているというのが現状でございます。この上物を設置している会社がですね、この度倒産しまして破産宣告を受けております。2枚目の、門扉の扉にガムテープ緑色のテープで張っているのが、これがですね、裁判所の破産して

いるという告示書が貼られております。これには破産管財人がついているんですが、今回の申請につきましては譲受人の申請がこういう土地を取得したいという意向については、この破産管財人は理解していると、取得できた際には上物も含めて、譲受人が取得するというのは、農地法とは関係ない話ですが、そういう手続きを破産管財人のほうで進めているという状況でございます。

事務局

では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

それでは追加説明いたします。

申請地は、愛宕出張所より南東に約 1.1 km に位置する農地です。

譲渡人は遠方に居住しており農地を手放そうと考えていたところ、鳥獣被害の少ない地域での農業を考えていた譲受人が買いとってくれることになり、話がまとまったということです。譲受人は、会社を定年退職したことから、新たに農地を取得し営農活動に力を入れたいとのことで、管理機、ユンボ、トラック等を所有しており、トラクターも導入予定で大根等の野菜やイチジク等の果樹を夫婦で耕作し、岩国広印青果に出荷する予定ということです。

6 月 16 日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。申請地には、大型のコンテナとプレハブ小屋が複数棟設置され、産業廃棄物も多数あり、農地とはかけ離れている状態でした。これは、先ほど説明がありましたが、以前土地を賃貸借契約をして使用していた業者が違反転用をしたもので現在は経営悪化などの事情で破産手続き中であり、賃借人の残置物が放置されているという状態ということです。現在は賃貸借契約は解除されております。仲介した不動産業者の始末書や譲受人からの農地復元の誓約書、あと復元スケジュール表等は添付されているものの、確実性、信用性に欠けており、総合的にみて、3 条申請は不許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

第 5 番

結局は、金がかかりますからね。ちょっと金かかるから、そうですね。現実的にえらいかもわからんもんね。

議長

中尾委員の説明にあった通り、農地に復元するにはちょっと現実性に保証がないような案件ではないかと思うんですけども、また権利が右左と動いていまして、ここは農振地域ですけども、農振地域の中の農地をこのように転用されて、これは完全に違反転用ですので、この案件についてこれを農地に復元するというのも確実性がないというところと、権利が右左にしておりますのでそのことにつきましては、農地法上も不許可相当の案件に分類する。先ほど言いましたように、いろんな権利が付いております。そういうものについては不許可相当という状態でありますので、そのあたりを鑑みて皆様のご判断をお願いしたいと思います。

何かご意見がある方は挙手をお願いします。

第 1 7 番

あの委員になって、不許可だったというのは私は初めてなんですけど、不許可ということになった場合は、これは成立しないというわけですか。

議 長

そうです。

第 1 0 番

今、僕たちが議論しているのは、農地に復元できるか否かという、農地として新規就農者としてこれを農地として運用ができるか否かの審議をしているということですか。

議 長

はい。3条の申請ですから、一応、農地、耕作できる状態の農地から譲渡するというのが本来の3条申請なのですけども。

第 1 0 番

この状態が。

議 長

この状態が果たして農地といえるのかというところです。

第 1 9 番

農地として復元してから3条の申請してもらったら問題ないと思うんですよね。今の状態から見たらとても、説明があったように、これを撤去するとなると金額もかかるし日数もかかると思います。

事 務 局

今の譲受人の方の申請書に添付されている書類からすると、令和11年ですから、約5年ぐらいの期間をかけながら資材の撤去とか、まずは周りにある産業廃棄物等のまずは撤去から始めたいと、その後に現在は碎石等が入っているところの整理をして、それから先ほどの申請の内容にもありましたように果樹系統とかを植え付けてやっていきたいと。また、先ほど写真にもありましたコンテナやプレハブ小屋に関してはそのまま作業部屋だったり、資材置き場としてそのまま譲受人としては使いたい。3条で取得した後に4の1の8を出すとかといったようなかたちで進めたいという風には申請人からはそういった説明を受けています。ただそこが確実性があるかというところがちょっと問題であるとは思いますが。

事 務 局

今、局長が言われたところを示したいと思うんですけども。今言われたコンテナ、プレハブ、4番、5番。こういったところをおそらく必要であれば耕作する農業用倉庫として使いたい。5番につきましては、一番東側、敷地の端なんですけども、こういった碎石などの資材置き場については徐々に撤去しながら耕作スペースにもっていききたいというのが譲受人の希望でございます。今のプレハブ倉庫とこの東側、端側の間に底地に真砂土と砂利みたいな、砂利じゃないですね、砂場みたいなスペースがあるんですけど、まずはそこを耕作しながら徐々にこの辺を整理して農地にもっていききたいというのが譲受人のご意見ではありました。

第 17 番

すみません。いいですか。

これって農地パトロールの時に、だいぶ前からこういう風になっているか、徐々に置いていったのだろーと思うんですが、パトロールの時にわからないものなんですか。

議 長

あまりにも自然すぎて、不自然がなかったんです。場所的にも地方卸売市場の真ん前のとこの農振地域の中で、気が付かなかったといえれば気が付かなかった。

事 務 局

元々が畑地となっていて、これは確実な情報ではないのですが元々の所有者さんが造園、要は稚苗というのですかね。苗木をやっていたと。苗木をやることについては、これは畑地、農地であるというところで、どうも造園でやられていた。その後、今の不動産屋の方に委託して、その状況からおそらく、農地とは考えずにおそらくやったものと思われるんです。正直、誰も気が付かなかった。違反であるということに気がついていなかったということがあろうと思います。

議 長

今までの説明、協議等を踏まえて許可または不許可につきまして、会議規則第17条の規定により採決をしたいと思います。不許可相当と思われる方は挙手をお願いいたします。

(12名挙手)

不許可相当と判断された方が12名、過半数でありますので、協議の結果、許可不相当と判断したため、3番を不許可とすることを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、田。現況、畑。面積は、1,174 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の小橋委員、追加説明をお願いします。

第 10 番

追加説明をいたします。

申請地は由宇総合支所から南へ約1kmの場所に位置する農振農用地区域外の第3種農地です。

譲渡人は高齢であり耕作が困難となったため農地を譲り渡したいと考えておりました。一方、譲受人は譲渡人が所有する宅地及び家屋を買い取る予定であり、申請地は隣接していて耕作が容易なため譲り受けたいと考えており、今回農地を購入することとなりました。

7月31日に事務局支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いました。が、問題となる点はなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろ

しくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳田及び畑、現況畑。面積は、1,643 m²ほか2筆、合計2,741 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の小橋委員、追加説明をお願いします。

第 1 0 番

追加説明をいたします。

申請地は由宇総合支所から南へ約3 kmの場所に位置する農振農用地区域内の第2種農地です。

譲渡人は令和6年4月に夫から相続しましたが、遠隔地に住んでおり農地を維持することが困難であるため、夫の姉である譲受人に譲渡を持ち掛けたところ、譲り渡すこととなりました。一方、譲受人は申請地の隣接地に自分の耕作地があり維持管理していましたが、この度譲渡人から農地を売りたいと申し出があり、隣接地との一体利用により作業効率を上げたいため、今回の件を受けることとなりました。

7月31日に事務局支所担当者と調査項目従い現地調査を行いました。が、問題となる点はなく、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、2,509 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 1 7 番

追加説明をいたします。

申請地は祖生出張所より東へ約1.2kmに位置する農地です。

譲渡人である兄は、市内の別の地域に居住しており、これまでは兄弟で土日に水稻栽培の一連の作業を行っていましたが、この度譲受人の弟が土地を引き取ってくれることになったため申請をするものです。この農地は譲受人の住居のすぐ隣に位置し、水稻栽培の管理にも問題なく、使用する農機具についてもこれまで通りで問題がありません。これからも一連の作業を兄弟で行い、営農活動に力を入れていきたいそうです。

7月16日に事務局と調査項目に従い、現地調査を行いました。提出書類も確認し、3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事務局

7番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、田。現況、畑。面積は、123㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

第6番

はい。追加説明をいたします。

この案件は、周東総合支所より西へ約2.2kmのところにあります。

譲渡人は相続で申請地を取得されましたが、遠方に居住しておられ、農業経験もないため譲渡を希望され、譲受人は申請地が自宅近くであり経営規模の拡大に適した土地であるため譲り受けることとなり、今回の申請に至ったものでございます。

なお、譲受人はこの地域で水稻栽培を行っていますが申請地は現況が畑ですので露地野菜を作付けし、JA等に出荷予定とのことでした。

8月7日に支所職員と現地調査を行いました。特に支障がないものと考え、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事務局

8番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、258㎡です。

第 6 番

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。
では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

はい。追加説明いたします。

この案件は、周東総合支所より西へ約1.5kmのところにあります。

譲渡人は相続で申請地を取得されましたが、遠方に居住しておられ管理が困難なため譲渡を希望され、譲受人は申請地が自宅近くであり農業に興味があり、農地を探していたため譲受されることとなり今回の申請に至ったところでございます。

なお、譲受人は新規就農で自家消費の路地野菜を予定しています。大農機具の所有はありませんが、農業用倉庫は所有されています。なお、家族労力は3名となっております。

8月7日に支所職員と現地調査を行いました。特に支障ないものと考え許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

次に9番、10番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番、10番について、事務局より一括して議案説明してください。

事 務 局

9 番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。面積は、107㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人、譲受人、双方の用地整理による交換です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

10 番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。面積は、148㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人、譲受人、双方の用地整理による交換です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

はい。追加説明いたします。

9, 10は関連しておりますので合わせて説明いたします。

この案件は、周東総合支所より西へ約2.2kmのところにあります。スライドと図面等をよく見ていただけたらと思います。ちょっと口で説明するとややこしいのですが、案件9の譲渡人と案件10の譲受人が同一人です。また案件10の譲渡人と案件9の譲受人が同一人物になります。

案件9の申請地、[REDACTED]は譲渡人の所有地ですが、長年の間譲受人が田として利用していました。案件10の申請地、[REDACTED]は譲渡人の所有地ですが長年の間譲受人が田として利用していました。この度用地整理をして交換を行うこととなり、申請に至っています。

8月7日に支所職員と現地調査を行いました。特に支障がないものと考え許可相当と考えます。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番、10番を許可することを決定します。

次に、11番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

11番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。面積は、153㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の梅川委員、追加説明をお願いします。

第 1 8 番

前から失礼します。

申請地は、岩国市役所高根出張所から北に550mに位置する農地です。

譲渡人は相続により申請地を取得しましたが耕作しておらず、申請地に隣接する住宅を所有する譲受人から、申請地の耕作希望があり、譲り渡すことになった案件です。譲受人は現在、岩国市中心部に在住ですが申請地に隣接する住宅が実家であり、今年5月に勤めていた会社も退職し、実家に寝泊まりすることで耕作に支障はございません。農機具も軽トラック、草刈り機は所有しており耕運機の購入は予定しております。また農業用倉庫もあります。所有する農地もすぐに耕作できるように管理されております。

7月15日、現地調査を行いました。3条許可の要件は揃っており、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、11番を許可することを決定します。

続いて、「議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳畑、現況荒廃地。面積は、53㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の敷地拡張です。

農地区分は、JR山陽本線神代駅から概ね300m以内に位置する、第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小橋委員、追加説明をお願いします。

第10番

追加説明をいたします。

申請地は由宇総合支所から南へ約5km、JR山陽本線神代駅から北東に約100mに位置する第3種農地です。譲受人は令和5年3月に申請地の隣の土地に農地法第5条の許可を受けて建物を建築し居住しており、敷地のうち、建物の両側が狭く、不自由を感じていたため、今回譲渡人と話し合って申請地を譲渡してもらうこととなりました。譲渡人は譲受人からの要望もあり今回引き受けることとなりました。無断転用始末書も提出をされております。

7月31日に支所担当職員と現地調査を行いました。5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次の案件につきましては、11番委員が行政書士として申請者の代理人となっておりますので11番委員は、一旦議場から退出してください。

(11番委員 退出)

それでは、2番を事務局より議案説明してください。

事務局

2番 玖珂地区

権利の種類は、使用貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳畑、現況荒廃地。面積は、234㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建設です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は玖珂駅より北へ420mのところに位置しております。

譲受人は現在の住まいが手狭になって来たために自己用住宅建設用地を探していたところ、譲渡人との協議が整ったために使用貸借権の設定しようとするものです。譲渡人は高齢となり、農地の管理ができないために娘家族へ使用貸借権の設定をしようとするものです。

7月16日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

それでは、11番委員は入場してください。

(11番委員 入場)

続いて「議案第28号 農用地利用集積等促進計画について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

それでは、議案第28号農用地利用集積等促進計画について説明いたします。

中間管理機構関係分として、件数1件、合計筆数2筆で、内訳はすべて田です。

合計面積は3,925㎡、利用目的は水田としての利用となっています。

この農用地利用集積等促進計画は、所有者不明農地の中間管理権を取得したやまぐち農林振興公社から議案書記載の配分先への利用権設定案となります。

この計画案に対する意見を市から求められており、意見の有無や内容を市に回答することとなっております。

最終的には、山口県の認可、公告によって、利用権設定の効力が生じることになります。

以上、説明とさせていただきます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、この農用地利用集積等促進計画(案)について、「意見なし」と決定し、その旨の意見を付して市長に送付します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1 番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は台帳、田。現況、休耕地。面積は、250 m²です。
届出人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建設です。
農地区分は、市街化区域です。

ほか3件、合計4件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の事業計画の変更について、事務局より、報告してください。

事務局

1 番 玖珂地区

権利の種類は、賃借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、1,195 m²の内750.2 m²です。
申出人は記載のとおり。事業計画の変更内容は、事業の終了です。

以上1件の申出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事務局

1 番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑
面積は、1.18 m²です。届出人は記載のとおり。
転用目的は、水路の設置です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局

1 番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。
面積は、1,717 m²です。届出人は記載のとおり。
理由は、合意解約です。

以上1件の通知がありました。

議長

報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局

この報告は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構公益財団法人やまぐち農林振興公社から農用地利用集積等促進計画の許可申請がなされ、県において認可された旨の通知があったことから、報告するものです。

1番 周東地区

権利の設定を受ける土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は、2,659 m²ほか2筆、合計5,757 m²です。

権利の種類は、賃貸借権の設定です。権利の設定を受ける者は記載のとおり。利用目的は水田で、契約期間は、約9年9か月です。

ほか6件、合計7件について通知がありました。

議長

報告第6号 農地埋立届の提出について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。

面積は、366 m²です。申請人は記載のとおり。

転用目的は、畑地造成です。

以上1件の提出がありました。

議長

報告第7号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

続いて協議事項に移ります。

議案に同封の資料「農地利用最適化推進施策の改善に関する意見(案)」をご準備ください。

先月の総会までに提出された意見を基に案を作成しておりますが、ご意見はございませんか。

(意見・異議なし)

ご異議がありませんので、案を岩国市農業委員会の「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見」として、山口県農業会議に提出します。

そのほか、伝達事項がありますか。

事務局

・新規太陽光発電設備設置について

議長

次回定例総会は、9月16日(火)午前10時から、岩国市民文化会館小ホールを予定しております。また、合わせて、終了後、「新規就農者との意見交換会」を1時間程度の予定で開催しますので、出席方、よろしくお願いします。

これで本日の総会は、終了します。お疲れ様でした。

次回総会について

令和7年9月16日火曜日10時から岩国市民文化会館 小ホール。

午前10時45分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁樹

署名委員 迫田 瑞恵

署名委員 黒崎 友美